

## 熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト補助金を交付するにあたり、产学官の連携による「くまもと3D連携コンソーシアム」において、半導体の三次元積層技術の開発や既存の半導体技術の高度化等に対して、国立大学法人熊本大学（以下「熊大」という。）及び県内教育機関、公設試験場、県内外企業等が連携して取り組むために組成される熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト（以下「共同研究プロジェクト」という。）が策定する熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画（以下「共同研究開発事業計画」という。）を認定する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要領において「くまもと3D連携コンソーシアム」とは、熊大の技術を中心に半導体の三次元積層技術の開発や既存の半導体技術の高度化等に取組み、県内教育機関及び公設試験場、県内外の企業等による産学官の連携組織をいう。
- (2) この要領において「共同研究プロジェクト」とは、「くまもと3D連携コンソーシアム」のメンバー（「くまもと3D連携コンソーシアム」へ加入予定である者も含む）で構成され、県内に事業所等を置く企業等を少なくとも1社を含む、半導体の三次元積層技術の開発や既存の半導体技術の高度化のための共同研究を行う連携体をいう。
- (3) この要領において「共同研究開発事業計画」とは、「共同研究プロジェクト」で策定し、半導体の三次元積層技術の開発や既存の半導体技術の高度化等を目指すために行う共同研究開発事業の内容や実施スケジュール等を記載した共同研究開発のための事業計画をいう。

### (認定の要件)

第3条 共同研究開発事業計画の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- 一 三次元積層実装産業の創出や既存の半導体技術の競争力強化に向けた共同研究開発であること。
  - 二 熊大の技術を中心に県内の教育機関の研究シーズを基礎として「くまもと3D連携コンソーシアム」のメンバーで取組む、次のいずれかを対象とした共同研究開発事業であること。
    - ア 三次元積層実装プロセス技術開発
    - イ 三次元積層実装設計技術開発
    - ウ 既存半導体技術の高度化
  - 三 「共同研究プロジェクト」には県内に事業所等を置く企業等が少なくとも一社含まれること。
- 2 前項第二号において、「くまもと3D連携コンソーシアム」へ加入予定である者を含む場合、加入が完了した時点で認定要件を満たすものとする。

### (共同研究開発事業計画認定審査会)

第4条 共同研究プロジェクトから申請のあった共同研究開発事業計画の認定に際して、計画認定の事務の手続きの明確化及び透明化を図るため、共同研究開発事業計画認定審査会

(以下「審査会」という。)を設置し、共同研究開発事業計画を評価する。ただし、第7条に規定する変更申請のうち、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 審査会において評価を行う際の基準は、別に定める。
- 3 審査会において評価を行う際の評価委員は、別に定める。

#### (申請)

第5条 共同研究開発事業計画の認定の申請は、当該計画の共同研究プロジェクトの代表者が熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画認定申請書(様式第1号)により行うものとする。

#### (認定)

第6条 知事は、委員会の意見を参考にし、予算の範囲内で共同研究開発事業計画を認定する。

- 2 知事は、共同研究開発事業計画の認定をしたときは、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画認定書(様式第2号)を交付する。
- 3 前2項の規定は、次条の変更申請及び第8条の継続申請があった場合に準用する。

#### (変更申請)

第7条 知事の共同研究開発事業計画の認定を受けた者が、共同研究開発事業計画の変更認定の申請をする場合には、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画変更認定申請書(様式第1-1号)により行うものとする。

#### (継続申請)

第8条 知事の共同研究開発事業計画の認定を受けた者が、共同研究開発事業計画の継続認定の申請をする場合には、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画継続認定申請書(様式第1-2号)により行うものとする。

#### (廃止)

第9条 知事の共同研究開発事業計画の認定を受けた者は、共同研究開発事業計画を廃止する時は、遅滞なく、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画廃止届(様式第3号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 補助金を受けようとする共同研究プロジェクトの全てのメンバーが補助金を受ける必要がなくなったときは、前条の規定にかかわらず、前項の規定によるものとする。

#### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、共同研究開発事業計画認定に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年(2023年)3月30日から施行する。

この要領は、令和8年(2026年)2月6日から施行する。